

仕 様 書

- 1 件 名 大阪市東淀川区社会福祉協議会（大阪市立東淀川区老人福祉センター）
照明器具 LED 更新工事
- 2 履行場所 〒533-0032 大阪市東淀川区淡路 4 - 1 - 6
大阪市立東淀川区老人福祉センター
- 3 工事期限 令和 6 年 9 月 3 0 日
原則として落札後に受注者と協議のうえ決定する。
- 4 対象設備 改修の対象となる LED 入替箇所および数量等については別紙 2 の
一覧表のとおり。
- 5 業務の概要等
 - （1）作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。
 - （2）作業に必要な消耗品、交通費及び諸経費等は、受注者にて負担すること。
 - （3）作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと。
 - （4）作業の安全管理は受注者の責任で行い、当協会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
 - （5）作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベータホール、エレベータ籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れのある場所、什器については養生を行うものとし、養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、当協会管理担当責任者と十分協議し、了承を得ること。
 - （6）工事施工に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。
「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、また産業廃棄物報告書（マニフェストの写し）等を提出すること。
 - （7）万一作業中に当協会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに当協会管理担当責任者に報告のうえ受注者の責任で原状回復を行うこと。
 - （8）すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。
 - （9）受注者は作業完了に関する内容（実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、産業廃棄物管理票）を書面により提出すること。
 - （10）石綿含有の有無の確認が必要な解体・改修の作業を行う場合には、受注者の負担にて調査を実施し関係行政への報告を行うこと。

また石綿含有建材に関する解体・改修を行う場合は規制内容を遵守した作業を行うこと。

(1 1) 受注者は建設業退職金共済掛金の収納報告を行うこと。

(1 2) 受注者は工事請負代金額が税込みで400万円以上の場合、工事实績情報システム (CORINZ) に基づき、「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けた後、工事实績データの登録手続きを行うこと。

6. 現地調査日

令和6年7月10日～17日 (土・日・祝日を除く) を予定
(事前に希望する日程を担当者まで連絡ください。)

7. 照明設備

(1)

ア 構造等

① LED灯一体型、LEDモジュールの寿命は40,000時間以上とし、光源の設計高速維持率は70%とする。LED制御装置は内蔵とする。
電気用品安全法及びJIS規格に準拠した物とする。

② LEDの光源により、不快感 (グレア、フリッカー等) を与えないものであること。
サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。

イ 性能等

① 演色性、色温度、照度は既存照明器具と同等を基本とする。

② 定格寿命は、40,000時間以上のものとする。
(初期照度より70%まで減衰で寿命とする。)

③ 作動保証温度範囲は、5℃～35℃を満たす範囲とすること。

ウ その他

① 導入するLED照明器具等は、国内で製造及び販売の実績が15年以上あるメーカー製品とすること。

② LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

③ 電源部分について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること。

- ④導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、当会と協議のうえ対応を図ること。
 - ⑤LED照明機器は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応可能なものとする。
 - ⑥照明器具の改造は基本的に認めない。
改造や再利用を行わざるを得ない場合には認定を得たものとし、試験成績表の提出を行うこと。
 - ⑦LED照明機器（誘導灯等 20 時間/日以上点灯の照明、住宅用照明器具、大型スクエア器具、無線調光器具を除く）のメーカー保証期間は5年間とする。
- (2) 導入する施設の既存設備・図面等
当会に備える図面等を参考とし図面と相違があった場合現況を優先する。
なお、当会は図面と相違があっても何ら責任を負わない。
- (3) 設備導入工事
設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。
その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は民間（七会）連合協定請負工事契約約款の内容によるものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に関する事項、または、疑義が生じた場合は担当者との協議のうえ決定するものとする。
- (2) 取付費・工事費・処分費・養生費・諸経費以外に必要な経費がある場合は別途計上のこと。